

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十六号

#### 児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

#### 第五条 削除

第二十条中「第五十条第六号の三、第七号、第七号の三」を「第五十条第七号から第七号の三まで」に改める。

第二十一条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 指定医療機関の設置者は、法第五十条第七号の二に掲げる費用の各月分の支払を請求しようとするときは、当該月の翌月の五日までに、別記様式第十九号の二による請求書に、知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

第二十一条第三項中「助産施設以外の」を削り、「第五十条第六号の三、」を「第五十条」に改め、同条第五項中「第三項又は前項」を「前二項」に改め、「母子生活支援施設の設置者にあつては別記様式第二十一号による精算書に別記様式第二十二号による内訳書を添えて、その他の設置者等にあつては」を削る。

別記様式第五号及び別記様式第六号を次のように改める。

別記様式第五号及び別記様式第六号 削除

別記様式第十八号を次のように改める。

別記様式第十八号 削除

別記様式第十九号中

教育費	一般教育費			
教育費	教材費			
交通費	交通費			

を

教育費	一般教育費			
教育費	教材費			
交通費	交通費			
習費	活動費			
習費	習費			
習費	習費			
習費	習費			

に、

特別育成費				
-------	--	--	--	--

特別育成費	特別育成費			
	資格取得特別加算費			

改め、同様式の次に次の一様式を加える。

に

を

様式第 19 号の 2 (第 21 条関係)

措置費請求書

〒  
 児童福祉法第27条第2項の規定により措置された児童  
 の  
 ほか 名に対する平成 年 月分措置費として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号  
 住所  
 氏名

印

費目		単価又は所要額	延べ人員	金額	備考
		円	人	円	
指導費					
日用品費					
看護代替要員費					
療育訓練費					
保育士等加算費					
乳幼児保育士等加算費					
重度障害児支援費					
加算費					
指導訓練材料費					
特別訓練費					
スプリント管理費					
一般教育費					
教育費					
教材費					
交通費					
特別加算費					
学校給食費					
見学旅行費					
入進学支度費					
特別育成費					
夏季等特別行事費					
期末一時扶助費					
葬祭費					
合計					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第二十号(兼) 中

「 第 23 条 第 1 項 の規定により 保護 された や  
 児童福祉法 第 27 条 第 1 項 第 3 号 の規定により 措置 された や  
 第 33 条 の 6 第 1 項 委託 された 」

「 第 27 条 第 1 項 第 3 号 の規定により 措置 された ひろさく 回線が (兼) 中  
 児童福祉法 第 33 条 の 6 第 1 項 委託 された 」

生活諸費	一般生活費	児童生活費					
	母子生活支援施設	3 歳以上児					
	保育室入所児童	3 歳未満児					
	乳児院病虚弱等児童加算費						
計							

生活諸費	一般生活費						
	乳児院病虚弱等児童加算費						
	計						

教育費	一般教育費	小					
		中					
		特別支援高					
	教材代交通費						
計							

教育費	一般教育費	小						
			中					
			特別支援高					
		教材代						
	交通費							
	活動費							
	習塾費							
	資格取得特別加算費							

特別育成費	国立・公立					
	私立					
	特別加算費					

特別育成費	国立・公立					
	私立					
	特別加算費					
	資格取得特別加算費					

児童養育費二十一年度

「 第 23 条 第 1 項 第 3 号 の規定により 保護 された児童等に対する平成 年 月 日  
 児童福祉法 第 27 条 第 1 項 第 3 号 の規定により 委託 された児童等に対する平成 年 月 日  
 児童福祉法 第 33 条 の 6 第 1 項 委託 された児童等に対する平成 年 月 日 」

「 児童福祉法 第 27 条 第 1 項 第 3 号 の規定により 措置 された児童等に対する平成 年 月 日  
 児童福祉法 第 33 条 の 6 第 1 項 委託 された児童等に対する平成 年 月 日 」

である。

児童養育費二十一年度

生活諸費	一般生活費		計							
	母子生活支援施設 保育室入所児童	3歳以上児 3歳未満児								
乳児院病虚弱等児童加算費										
計										


である。

生活諸費	一般生活費		計							
	乳児院病虚弱等児童加算費									
計										


である。

教育費	一般教育費		計							
	小	中								
特別支援費										
教材代										
計										


である。

一般教育費	小																		
	中																		
特別支援	高																		
教育費	教材	代																	
	交通	費																	
	活動	費																	
	習塾	費																	
	学部	資格取得	特別加算費																


に

特別育成費	国立・公立																		
	私																		
特別加算費																			


に

特別育成費	国立・公立																		
	私																		
特別加算費	資格取得特別加算費																		


に改める。

別記様式第二十三号を次のように改める。

様式第 23 号 (第 22 条関係)

一時保護委託費請求書

〒

児童福祉法第33条 第1項 の規定による一時保護された児童に対する委託費として、  
 第2項 上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号  
 施設又は里親住所  
 施設設置者名

印

児童名	年齢	保護期間	日数 日	事務費		一般生活費		その他の経費			合計 金額 円	備考	
				単価 円	金額 円	単価 円	金額 円	該当 費目	単価 円	日数等			金額 円

注1 事務費は、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院又は自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6か月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合に対象となる。

2 その他の経費欄には、次の費目から該当する番号、単価、日数等及び金額を記入し、知事が必要と認める書類を添付すること。

①被虐待児受入加算費，②教育費，③学校給食費，④見学旅行費，⑤入学支度金，⑥特別育成費，⑦夏季等特別行事費，⑧期末一時扶助費，⑨職業補導費，⑩児童用採暖費，⑪乳児等受入加算費，⑫一時保護委託手当

3 不要の文字は，消すこと。

4 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

(社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部改正)

第二条 社会福祉施設等措置費用徴収規則(昭和四十八年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「法第二十二条若しくは第二十三条の規定による措置又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「各月の初日における被措置者の年齢が、二十歳未満の場合にあつては」を削り、「二十歳以上の場合にあつては配偶者又は子」を「をいう」に改める。

第二条第一項中「(法第二十二条の規定による入所の措置(以下「助産施設への入所の措置」という。)に係る費用の徴収を除く。)」を削り、同項第一号中「次号において同じ。」を削り、「別表第一」を「別表」に改め、同項第二号中「場合」の下に「(第三号に掲げる場合を除く。)」を加え、「別表第一」を「別表」に改め、同条第三項中「(助産施設への入所の措置を除く。)」を削り、同条第四項を削る。

第四条第一項中「(助産施設への入所の措置を受けた妊産婦を除く。)」を削る。  
別表第二を削る。

別表第一備考3(2)中「児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設」を「及び児童自立生活援助事業所」に改め、同表を別表とする。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第三条 生活保護法施行細則(平成二年広島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条から第十四条までを削る。

第十五条第一項中「別記様式第三十号」を「別記様式第一号」に改め、同条第二項中「別記様式第三十一号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第二条とする。

第十六条中「別記様式第三十三号」を「別記様式第三号」に改め、同条を第三条とする。

第十七条中「別記様式第三十六号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第四条とする。

第十八条を削る。

第十九条中「別記様式三十九号により」を「別記様式第五号による措置報告書を」に改め、同条を第五条とする。

第二十条を削る。

第二十一条第一項中「別記様式第四十一号」を「別記様式第六号」に改め、同条第二項中「別記様式第四十二号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第六条とする。

第二十二条第一項中「別記様式第四十三号」を「別記様式第八号」に改め、同条第二項中「別記様式第四十四号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第七条とする。

第二十三条第一項第一号中「別記様式第四十五号」を「別記様式第十号」に改め、同項第二号中「別記様式第四十六号」を「別記様式第十一号」に改め、同条第二項中「別記様式第四十七号」を「別記様式第十二号」に改め、同条を第八条とする。

第二十四条中「別記様式第四十八号」を「別記様式第十三号」に改め、同条を第九条と



する。

第二十五条を削る。

第二十六条第一項中「第二十二条」を「第七条」に、「第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条」を「前二条」に改め、同条第二項中「法第十九条第四項の規定により事務の委任を受けた厚生環境事務所の長、」を削り、同条を第十条とする。

別記様式第一号から別記様式第二十九号までを削る。

別記様式第三十号中「第15条関係」を「第2条関係」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第三十一号中「第15条関係」を「第2条関係」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第三十二号を削る。

別記様式第三十三号中「第16条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第三十四号及び別記様式第三十五号を削る。

別記様式第三十六号中「第17条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第三十七号及び別記様式第三十八号を削る。

別記様式第三十九号中「第19条関係」を「第5条関係」に、「第19条及び」を「第5条及び」に、「第16条の」を「第5条の」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第四十号を削る。

別記様式第四十一号中「第21条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第四十二号中「第21条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第四十三号中「第22条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第四十四号中「第22条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を別記様式第九号とする。

別記様式第四十五号中「第23条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第十号とする。

別記様式第四十六号中「第23条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第十一号とする。

別記様式第四十七号中「第23条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第十二号とする。

別記様式第四十八号中「第24条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を別記様式第十三号とする。

別記様式第四十九号を削る。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第四条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年広島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条から第十二条までを削る。

第十三条第一項中「保護法第四十条第二項」を「法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「保護法」という。)

第四十条第二項」に、「別記様式第三十号」を「別記様式第一号」に改め、同条第二項中「別記様式第三十一号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第二条とする。

第十四条中「別記様式第三十三号」を「別記様式第三号」に改め、同条を第三条とする。

第十五条中「別記様式第三十六号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第四条とする。

第十六条中「別記様式第三十九号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第五条とする。

第十七条を削る。

第十八条第一項中「保護法施行規則」を「法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号。以下「保護法施行規則」という。)」に、「別記様式第四十一号」を「別記様式第六号」に改め、同条第二項中「別記様式第四十二号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第六条とする。

第十九条第一項中「別記様式第四十三号」を「別記様式第八号」に改め、同条第二項中「別記様式第四十四号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第七条とする。

第二十条第一項第一号中「別記様式第四十五号」を「別記様式第十号」に改め、同項第二号中「別記様式第四十六号」を「別記様式第十一号」に改め、同条第二項中「別記様式第四十七号」を「別記様式第十二号」に改め、同条を第八条とする。

第二十一条中「別記様式第四十八号」を「別記様式第十三号」に改め、同条を第九条とする。

第二十二条を削る。

第二十三条第一項中「第十九条」を「第七条」に、「第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条」を「前二条」に改め、同条第二項中「保護法第十九条第四項の規定により事務の委任を受けた厚生環境事務所の長」を削り、同条を第十条とする。

別記様式第一号から別記様式第三十六号までを削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。